

公 告

令和 5 年 8 月 2 1 日
陸上自衛隊中部方面總監部
人 事 部 厚 生 課

中部方面隊における自動販売機の設置及び経営に関する業者の募集について

中部方面隊内に所在する陸上自衛隊駐屯地等において、自動販売機を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業者説明会（計 4 回開催）のうち、少なくとも 1 回は参加すること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び (4) から (7) までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

2 設置方法

国有財産法（昭和 2 3 年法律第 7 3 号）第 1 8 条第 6 項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

3 設置機種及び台数

応相談

4 募集要領の配布

- (1) 期間 令和5年8月21日（月）から令和5年9月1日（金）まで
- (2) 場所 大久保駐屯地業務隊等厚生担当科（担当：西）

5 説明会

(1) 日時・場所

ア 関西地区

- (ア) 日時 令和5年9月4日（月）1000から
- (イ) 場所 伊丹駐屯地 伊丹駐屯地業務隊隊舎（2F教場）

イ 東海・北陸地区

- (ア) 日時 令和5年9月5日（火）1000から
- (イ) 場所 守山駐屯地 本部隊舎（1F第1教場）

ウ 中国地区

- (ア) 日時 令和5年9月7日（木）1000から
- (イ) 場所 海田市駐屯地 みつや館（多目的ホール）

エ 四国地区

- (ア) 日時 令和5年9月8日（金）1000から
- (イ) 場所 善通寺駐屯地第2営舎地区 82号隊舎（2F）

(2) 注意事項

ア 上記説明会に不参加の業者は、公募に参加できません。

なお、説明内容は各地区とも全て同じ内容となっておりますので、いずれか1か所に参加していただければ結構です。

イ 説明会に参加を希望される業者の方は、駐屯地への入門手続きを行うため、各地区の説明会の2日前（土日を除く。）までに申込書（「募集要領」別紙第2付紙様式）をFAXにより、参加する説明会場（伊丹、守山、海田市及び善通寺）の駐屯地業務隊厚生科（班）にお申し込み下さい。

ウ 会場準備の都合上、参加者は1業者2名以内でお願いします。伊丹駐屯地及び守山駐屯地は駐車スペースがないため、お車でのご来場はご遠慮下さい。また、その他の駐屯地についても駐車場に限りがあるため、努めて公共交通機関を御利用下さい。

なお、駐屯地内への車両乗り入れを希望する場合（伊丹・守山を除く。）は、事前に説明会が開催される駐屯地業務隊厚生科（班）との調整が必要となります。

6 その他

細部の内容は、募集要領による。